第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第２１６５号
大阪市生野区巽中１丁目４番12号　柴田マンションＡ棟３階307
債務者　金指食品こと　金指　知弘
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３６９号
大阪市住之江区南港中２丁目５番21―408号
債務者　西脇　真実
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３７０号
大阪市西成区南津守３丁目１番76―206号、前住所大阪市西成区岸里３丁目３番17―505号
債務者　阪本　智子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３９９号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目12番２号　レジデンス西田辺202号
債務者　長澤　峰子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４３１号
大阪府門真市五月田町15番３―502号
債務者　池本　好隆
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４４９号
大阪府守口市大久保町３丁目27番４号、前住所大阪府門真市幸福町10番６号　メニキュールフジタ103号
債務者　甲尾千代子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４５９号
大阪府東大阪市吉田下島25番37号　701号
債務者　谷口　貴士
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４７７号
大阪市阿倍野区桃ヶ池町２丁目４番５―401号
債務者　クマの鍼灸院こと　熊野　智浩
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４９２号
大阪市淀川区東三国２丁目９番26号　ハイツアイエム　202号、前住所大阪市淀川区東三国２丁目18番32号　第３細川ハイツ　101号
債務者　森山　　彰
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４９７号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ23―409号
債務者　内本　真美（旧姓赤壁）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５０５号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番４―706号　４棟706号
債務者　中野　純子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５４５号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目11番11号、前住所大阪府東大阪市宝持４丁目３番３号
債務者　中村一二美
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５６６号
大阪府守口市滝井西町３丁目５番12―207号
債務者　小畑　哲藏
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５６７号
大阪府高槻市富田町５丁目20番１号
債務者　浅津　重光
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５６９号
大阪府八尾市老原５丁目222番地　ドルチェ102号
債務者　菅原　義雄
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２７号
高知市宝永町２番22号　国沢アパート１階３号
債務者　松田　和子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
高知地方裁判所破産係